

共生と福祉の社会哲学に向けて

矢 嶋 直 規

はじめに

幸福と福祉の追及は一人ひとりの人間の人生にとって最も根本的な課題である。国家においてもまた、国民一人ひとりの幸福の実現は同様に重要な課題であることは当然とされなければならない。だが、近代国家の成立以来、福祉の重要性は必ずしも明確に位置づけられてきたとはいえず、福祉政策は極めて貧弱な状態から始まり多くの変遷を経てきた。現在の政治的状況においてさえなお、福祉政策の最も根本的な方向性に関して、全く相反する主張がたたかわされている。しかし、現代の社会哲学において社会保障論の位置づけが最も重要な課題であることはあまねく承認されているといえる⁽¹⁾。本稿でははじめにイギリス近代における福祉政策の変遷を概括する。次に、現代の社会福祉政策に対する影響力の大きな哲学的立場からの提言を概観する。そしてそれらの理論に大きな影響を与えた近代イギリス社会哲学、特にヒュームの国家論と対比して今後の福祉哲学の方向性を考察したい。

1. 近代救貧制度の成立

イギリスにおける社会福祉の成立は絶対王政の成立の経緯と密接に関連している。15世紀、毛織物産業が盛んになり、封建領主が牧羊のために「囲い込み」運動を行った結果、中世以来の土地と人々の結びつきを基礎としたコミュニティが破壊され、人々の福祉はいやおうなしに、従来の共同体における慈善の対象から、国家が直接になすべき課題へと変化した。1601年のエリザベス救貧法は、土地を奪われて各地を浮浪者となった貧民の処遇を定めたものである。救貧法の根本的な性格は、労働能力を有する乞食や浮浪者を治安維持のために抑圧しようとする絶対王政期の抑圧的性格を反映している。すなわち、救貧法の目的は、貧民の福祉ではなく、国家の安定であったのである。しかしその救貧法も支給対象となる貧民の増加とともに、大きく国家の財政を圧迫するものとなっていった⁽²⁾。

イギリスでは、18世紀半ばから19世紀にかけて産業革命期にはいり、従来の重商主義政策からアダム・スミスらの説く自由主義的な経済政策が基調になった。それにあわせて、1834年救貧法が改正され、新救貧法が成立した。この新救貧法は、『人口の原理』を著したマルサスらの思想に基づくものである。英国国教会の牧師であったマルサスは貧困問題

の原因は貧困者の人口増加にあるとして、救貧費の増加とそれに伴う地主階級の負担増を回避するためには貧民の救済をやめなければならないとした。救貧法による貧民の救済は貧民の数を益々増加させるだけであり、貧民の数を減らすのは、「飢餓、戦争、伝染病」であるとされた⁽³⁾。またマルサスは結婚を遅らせるなどの労働者の禁欲による人口抑制を提案した。新救貧法の要点は次の三原則にある⁽⁴⁾。

- ①全国的統一処遇の原則：貧民の処遇を全国的に統一するために、中央政府に救貧政策を指導し、法律の実施を監督する中央統制機構を設置する。
- ②劣等処遇の原則：国家の救済を受けるものに対する処遇は、それを受けずに自立する最下級労働者の社会的条件と処遇より劣等なものでなければならない。
- ③ワークハウス収容の原則：労働能力者およびその家族に対する救済はワークハウス内保護に限定する。

1834年の新救貧法の意図するところは、明らかに福祉ではなく救済の抑制である。ワークハウスの目的は、国家から援助を受けることへの恥辱を思い知らせることにあった。さらに新救貧法の対象とされたのは働く能力があるとされた貧民のみであり、老人、障害者、児童など働く能力のない貧民は対象ともされなかった。だがワークハウスでの処遇の非人間性に対しては、様々な立場から批判が向けられ、新救貧法は少しずつ緩和されざるを得なくなっていった。こうした国家の無策の中で福祉の実質を担ったのは、教会の日曜学校運動、感化院運動、1869年の慈善組織協会（COS）の運動に影響を与えたオクタヴィア・ヒルの住居改善運動、チャルマーズの隣友運動などキリスト教会や大学やコミュニティを中心とした民間活動であった⁽⁵⁾。

こうした福祉政策の見直しの契機となった原因は、貧困の社会的認識の発展および、貧困の国家的意義の変化であった。ソーシャル・セトルメントと呼ばれる大学人の貧困地域への移住により、貧困問題の社会科学的な認識が進展し、社会調査に基づいた社会構造の変革の提言がなされた。また1899年のポーア戦争において、志願兵1万2,000人のうち、8,000人が身体的条件で不合格となり、適合者は1,200人しかいなかったという事実が国家の福祉政策の転換を迫った。

1906年に成立した自由党政府により学校給食法、老齢年金法、児童法、最低賃金法、国民保険法などの一連の社会改革が実施された。また1886年のチェンバレン通達にみられるように受給貧民の劣等人格処理の方針も徐々に見直されていった。第一次世界大戦後の世界恐慌に際しては、1934年に保険料の拠出に基づく失業保険と無拠出の失業扶助からなる失業法が成立した。救貧法に取って代わる失業扶助は国家責任に基づく社会保障確立の第一歩となった。

第二次世界大戦期には、戦争による被害の救済が緊急課題となった。戦時期の国民の士気高揚のためイギリス戦時内閣は、1941年ウィリアム・ベヴァリッジを委員長とする委

員会を発足させ、有名な「ベヴァリッジ報告書」によって戦後の福祉構想の青写真を提示した⁽⁶⁾。

ベヴァリッジ報告書は、ナショナル・ミニマム（国民最低限）とユニバーサリティ（普遍性）の原則に立ち、国民皆保険制度の確立と所得保障を提言した。ベヴァリッジは所得保障の目的を、疾病、無知、不潔、怠惰の五つの巨悪に対する包括的体系的な政策の一環と捉え、それに基づき保健医療、教育、住宅、雇用の分野にわたる総合的な福祉政策が、「ゆりかごから墓場まで」をキャッチフレーズとする戦後のイギリスの福祉国家の基礎となった⁽⁷⁾。

2. 戦後福祉国家から新自由主義そして「第三の道」へ

イギリス労働党の思想的基盤はロンドン・スクール・オブ・エコノミクスを設立したフェビアン社会主義者のウェッブ夫妻である。ベヴァリッジもウェッブ夫妻から大きな影響を受けている。

1968年の「シーボーム報告書」においては戦後の経済成長に伴う福祉社会の再構築としてパーソナル・ソーシャル・サービスの原則を打ち出した。そこにおいて1948年の国家扶助法における施設入所中心の社会福祉サービスから、採択福祉サービスへの福祉の重点の移行が方向付けられた。

この時期の重要な経済政策は、ケインズ主義に基づいた公共支出による完全雇用政策であった。失業対策のために政府が市場に介入して有効需要を創出するという考えは、「ベヴァリッジ報告」の基本的発想とマッチし、戦後のイギリス福祉国家を支える公共政策の土台となった。労働党もケインズ政策を支持し1970年代までの福祉国家の運営は「ケインズ＝ベヴァリッジ体制」と呼ばれる⁽⁸⁾。

イギリスにおける福祉政策の次なる改革は1979年に成立したマーガレット・サッチャー政権の登場に伴うものである。サッチャーはイギリス病とも評された赤字公債に支えられた高水準の福祉政策とそれに伴うモラル・ハザード（自助努力のない福祉依存体質）を克服し、活気ある市場経済をよみがえらせるため、ハイエクらの経済理論によってケインズ主義政策を批判した。

盟友ロナルド・レーガンとともに知られるサッチャーのニュー・ライトの政治姿勢は、1. 個人の自由と競争への信仰、2. 国家によるマクロ経済政策領域の厳密な限定、3. 福祉国家の役割の限定と転換、4. 反労働組合主義、5. 反社会主義、6. 資本主義賛美、などによって特徴付けられる⁽⁹⁾。しかしサッチャー政権の福祉観が先に見た新救貧法の国家の都合による単なる福祉抑制政策とどれほど異なるのかは疑問である。

サッチャーが率いる保守党政権は、国家のサービスを切捨て、公共住宅のような公共サービスを民間部門に移し、あらゆる形態の民間保険や、以前は地方当局によって提供され

ていた老人ホームのような民間ケアを促進しようとした。その結果多くの人々がホームレスとなった。国家年金制度は最小限となり、最低生活水準にも達しなくなり、比較的裕福な人々は雇用主の年金制度か民間の年金制度への加入を促されたが、低所得者は単に切り捨てられた。民間年金や民間福祉施設および民間福祉活動への国家規制が大幅に撤廃され、混乱を招くとともに、不当解雇に抵抗する権利や最低賃金の権利など低賃金労働者に対する法的保護は徐々に撤廃された。

こうした1980年代の福祉切捨て政策は、福祉構造についての冷静な分析によって行われたというよりも、国家福祉に対するイデオロギー的な敵愾心によって動機付けられたと評価されることが多い⁽¹⁰⁾。例えば、公共住宅建設の事実上の停止は、ホームレスへのシェルター提供のための莫大な費用を招いたにとどまる本末転倒の施策であったし、戦後1970年代まで抑制されていた国民の間の所得上および健康上の格差は1990年代までに極めて拡大した。サッチャー政権がEUへの加盟に反対した理由の一つは、EUがイギリスの福祉を、他の地域に普及している水準にまで引き上げることにつながる事であったといわれる⁽¹¹⁾。

サッチャー政権時代に打ち出された注目すべき福祉政策は、1988年の「グリフィス報告」とそれに基づくコミュニティケア改革である⁽¹²⁾。同報告は、サッチャー政権が福祉を切り捨てる中で、地方自治体をコミュニティケアの責任主体にすえることを提案し、同時に、地方自治体の役割は地方の実情にあったニーズを評価し、どんなサービスが必要かを考えることに限定した。それは多様な民間事業者が福祉活動に参加するための条件整備を地方自治体が行うことにより、利用者の側のサービスの選択肢が増え、業者間の競争によって効率的なサービスが行われることを意図した福祉民営化の政策であった。こうして1990年にNHS（国民保健サービス）・コミュニティケア法が制定された⁽¹³⁾。

1979年から97年の保守党政権は戦後福祉国家の下部構造である保険、教育、社会保障、社会サービスの諸制度を解体はしなかった。失業者への支給費用の増加のため政府の総福祉支出も減少しなかった。しかし、福祉制度の優れた特徴を取り除いたにもかかわらず、経済を実質的に好転させられなかったという国民の評価と、片親家族や人口の高齢化などの新しい社会問題に対して有益な対応策を打ち出しえなかったため、保守党は1997年の総選挙では大敗北し、労働党のトニー・ブレア政権にとって代わられることになった⁽¹⁴⁾。サッチャー政権下に着手された福祉の市場化は単に経費削減のみを狙いとしており、福祉の目指す本来の目的をいっそう包括的な形で達成する政策でなかったばかりか、多くの国民の大きな痛みを伴って断行した結果として得られたのは若干の経費削減にとどまったのである。

ブレア政権は、新自由主義にも旧来の福祉国家にも与さない「第三の道」を提唱した⁽¹⁵⁾。これは、ベヴァリッジ報告が基調とする貧困、疾病、無知、ホームレス、怠惰の除去とい

うネガティブな福祉政策ではなく、自立、健康、教育、良い暮らし、進取などの創造を目指すポジティブな福祉観に基づく社会福祉政策を目指すものである。ブレア政権のブレインで「第三の道」の論客のアンソニー・ギデンスは福祉国家は資金ではなく、リスクを共同管理するものであるとし、そのような国家を「社会投資国家」と呼んでいる⁽¹⁶⁾。

「第三の道」は近代化した社会民主主義と位置づけられ、その実現のために、1. 平等、2. 万人に対する機会、3. 責任、4. コミュニティ、の四つを基本的な価値理念としている⁽¹⁷⁾。誰がサービスを提供するかではなく、サービスの質とその結果として人々がどうなったかに焦点を当てる政策を目指すものである。そのためにNGO組織との連携が重視されている。ボランティア団体の役割は単に末端のサービスの提供だけではなく、政策の立案や評価への関与も認められている。地方分権政策によりスコットランドとウェールズが地方自治政府の下に置かれ、1998年には政府とボランティア団体の関係の協約であるスコティッシュ・コンパクトが定められた。また1998年の白書『社会サービスの近代化』においては、「第三の道」の理念にもとづく社会的ケアの原則として1. 個人の自立と尊厳をベースとするケアの提供、2. 個人のニーズにもとづく各種サービスの連携、3. ケア・サービスの地域格差の排除と一貫性・公平性、4. サービス従業者の質と研修、5. 人生のスタートを可能にする児童ケア、6. サービス利用者の意見表明権の保障、7. サービス水準保障と公正・透明性、の七つが掲げられている⁽¹⁸⁾。この取り組みは、フェミニズムから生まれた「ケアの倫理」のいち早い政策的具現化として注目に値する⁽¹⁹⁾。

3. 福祉社会の哲学

社会福祉の根拠や今後の理想的なビジョンは、単に現象として現れた政策面での転換のみを考察することで得られるものではない。この節では現代の社会保障政策に関する論争の背景となる代表的な社会哲学を概観してみたい。

A. フリードリッヒ・ハイエク

現代の社会福祉政策は、社会民主主義対新自由主義、大きな政府対小さな政府という対立軸の上で大きく揺れ動いてきた。サッチャー政権の小さな政府を目指す反福祉政策、新自由主義は、フリードリッヒ・ハイエクの思想にもとづくものである⁽²⁰⁾。ハイエクの基本的な立場は、古典的自由主義、反社会主義、法の支配、小さな政府、累進課税の否定、限定的社会保障によって特徴付けられる⁽²¹⁾。

ハイエクが福祉国家を批判するのは、福祉国家が、市場がもたらす利益を損なうと考えるからである。ハイエクによれば、市場とは、個々の要素がその活動を常に変化させることによって全体としてバランスが維持されているような自動制御のシステムである。社会の秩序が自発的に維持されていくことは、必然的に人々の個々の期待が裏切られること、

そして、そのような個々の人々にとっての失敗が、公正なルールの結果として容認されることでなければならない。これが法の支配であり、逆に言うならば、個々の期待を常に実現させる市場は、法の支配を崩すことになるのであり、国家の大規模な福祉政策とはそのような事態を意味するとされる。社会の進歩は少なくとも一時的には期待を実現させた人と期待の実現を挫かれた人を生み出すが、それは秩序の維持には不可避の事態であるとハイエクは主張する。

個人の自由は自生的な秩序を作り出し、その枠組みの中で自由に行動することにより、本人の意図とはかかわりなく相互に他者の可能性を拡大する。社会主義計画経済の市場への介入は個人の自由を基礎とした社会秩序を否定するものであり、全体主義へと通じる。こうしてハイエクは、市場を自由な個人と社会秩序を両立させる唯一の手段として擁護するのである。

国家に関して、ハイエクは典型的なリバタリアンの立場よりも広範な役割を認めている。国家のなすべき仕事としてハイエクがあげるのは貨幣制度、度量衡の制定、測量、土地登記制度、統計資料、教育助成、衛生・保険サービス、道路等のインフラの整備、防衛、学術研究助成などとされる。ただしハイエクは、政府がこれらを独占することを批判する。これらの事業についても、政府が財政的な責任を一部または全部引き受けるにしても、実行は複数の独立の競争的主体に任せることにより、より効率的に達成されるとする。ただし社会主義経済の特徴である商品やサービスの価格と数量の統制は、何が誰によって誰のために生産されるべきかを恣意的に決める権限を当局に与えることになるため許されないという。

ハイエクの反福祉政策の柱となるのは、累進課税の否定である⁽²²⁾。ハイエクによれば、累進課税は経済的に人々の活動を誤導する。すなわち短期的に高い収益を得られる活動は抑制され、新参の企業者は迅速な成長を押さえられるので結果として既存の大企業の寡占が続き、イノベーションが遅延する。また実際に高税率を化せられる階層から得られる税収は全体のうちの小さな部分しか占めていないので財政上の実質的な意味は小さいとされる。

政治的には、一旦導入された累進性は民主主義の下でそれが加速的に高率になることは避けられないという。累進課税によって最も利益を受けるのは下層というよりも政治的な力を持つ中間層であり、それは大きな所得を不必要で、望ましくないものと見る人々の心情を反映している。その結果、多数派にとって適当な所得と映るもの以外は認められないような社会に向かうことになる。しかしハイエクは、こうした多数者の心情が正当なものである保証はなく、市場の自律性を損なう点で有害であるとするのである。

累進性とは、全く同じ仕事を行っても単位あたりでは勤勉で有能であるために全体の所得が多い者が、怠惰で非効率的なために全体の所得が少ない者と比べて少ない報酬しか与

えられないシステムである。これは道徳的観点からは、高所得者に対する逆差別を意味し、正常なインセンティブを機能させなくするという。

ハイエクは累進性の代案として、国民総所得中の国家予算の割合を所得税率の上限とすることを提案する。基本的にはこれは比例税に近いものとなる。比例税率は、国家のサービスによる貢献が各所得単位に均等に含まれることが想定される点で妥当であるとする。

ハイエクは反福祉国家の立場をとるが、国家の社会保障を全面的に否定するのではない。様々な事情で自助努力が不可能な人々を放置することは、社会全体にとって極めて重大な害悪をもたらすという消極的な理由で、最低限の均一の公的救済は当然であるという。ハイエクが否定するのはここでも社会保障制度が国家に独占されることにより、最低限の救済という当初の目的を超えて多数派の望む所得配分を実現する手段として利用されること、そしてそのために強い累進課税が用いられることである。国家による社会保険制度の独占的運営は非効率的であり、容易に社会正義という独善的な目的を恣意的そして強制的に追求するための道具となる。このとき社会保障はたんに多数派が自己の負担に依らないで良心の満足を得るための制度と化し、平等な法の支配をゆがめ、自由を損なう制度となる。

社会保障制度は、政府による独占的なサービスである場合、掛け金と個々人の受け取るサービスの両方において恣意的な決定を許すものとなり、所得再配分の道具に転化する。とくに、老齢年金において掛け金を支払う人とそれを受け取る人が異なる場合、その実質は、契約による保険ではなくなり、受け取り金額に適用できる正義の基準はなくなる⁽²³⁾。

医療保険については、ハイエクは医療の必要性は客観的に決まるという前提は現代の先端医療の下では誤りであると強調する。また終末医療などの回復が期待できない医療において、どれだけの治療が適当であるかは誰かが恣意的に決定せざるを得なくなる。医療費の無料化では、人々は自己負担を負わなくても良いため、要求を無限に高めることが合理的となり、その結果順番待ちの列が長くなり、特に回復の見込みのない人々の治療のために、より必要性の高い人々の治療が犠牲にされる傾向が強まる。

失業保険についても、労働力の需要と供給の関係は、本来賃金の弾力性と労働者の移動によって解決されるべきものであるが、失業保険によってこの面での市場の機能が鈍くなる。その帰結は、労働者のモラル・ハザードと更なる失業者の増加という悪循環である。

個人の自由にもとづいて成立する市場の自生的秩序への介入は、適正な配分パターンを生み出さないだけでなく、官僚の権力を増す⁽²⁴⁾。個人はこの官僚の力に抗して自由をえるために、当の官僚が支配する国家に救済を求めることは事実上できないから、無力のまま「隷属への道」を歩まされることになる⁽²⁵⁾。こうしてハイエクは、社会主義と福祉国家に根本的な批判を向けるのである。

B. ジョン・ロールズ

現代福祉国家論を語る際に、ジョン・ロールズの影響を無視することはできない。1971年の主著『正義論』⁽²⁶⁾の出現は、論理実証主義や分析哲学の影響で著しく後退した倫理学における規範的道德論の復権をもたらし、福祉国家政策に理論的基礎を与える画期的な出来事であった。ロールズの立場は今日のリベラリズムの立場を提示するものであり、自由主義の社会哲学の最も代表的な拠り所とされている。ロールズによる福祉政策の正当性の論拠を考察するために、『正義論』の基本的主張を概括してみたい⁽²⁷⁾。

ハイエクの論敵が社会主義であったのに対して、ロールズが根底的な批判を向けるのは功利主義の立場である。ロールズによれば功利主義は個々人の人格としての個性を無視し、人間を効用の生産者としてのみみなす。それに対してロールズは、個々人が相違性を持った人格であり、手段としてのみ扱われるべきではないと主張する。そのためにロールズは、功利主義に代わる理論として正義に基づく倫理学説を提示するのである。

ロールズの正義論は、基礎理論、道徳理論、道徳判断の三者の間の整合主義的な構成によって成立する⁽²⁸⁾。基礎理論は「カント的構成主義」と呼ばれ⁽²⁹⁾、道徳理論と道徳判断の整合性は、「内省的（反射的）均衡」という考え方によって調節される⁽³⁰⁾。

基礎理論は自由・平等な道徳的人格、秩序ある社会、原初状態の三つのモデルからなる。自由・平等な道徳的人格は自己の善を追求する合理性と正義の感覚である公正性を持ち、平等な尊敬と配慮を受ける権利を持つ。秩序ある社会は、正義の原理によって構築され、人々間の社会的共同の理想が体现される社会である。このような社会を構築する正義の原理を発見する論理的方法が原初状態における仮想的な社会契約である。原初状態においては人々は「無知のヴェール」を被され、自分の社会的、経済的、知的、身体的な特殊な条件についての知識を一切持たないとされる。この条件はそのまま選択される正義のルール公正性を保証するという。

ロールズによれば、人々は原初状態において優先順位に従い次のような二つの原理を選択するとされる。

第一原理：平等な基本的自由の原理「各人は平等な基本的諸権利および諸自由の十分に適切な体系に対して平等な請求権を持ち、この体系はすべての人々にとっての同様な体系と両立する。そしてこの体系の中では、平等な政治的諸自由およびそれらの諸自由のみが、公正な価値を持つことを保障されなければならない。」

第二原理：(a) 公正な機会均等の原理および、(b) 格差原理「社会的および経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならない。第一に、不平等は、公正な機会均等の条件の下で、すべての人々に開かれた地位や職務に結びついたものであること、第二に、不平等は、社会の最も不遇な人々の最大の便益に資するものであること。」⁽³¹⁾

基本的諸自由とは、思想・良心の自由、集会・結社の自由、投票・政治参加の自由、な

どである。また公正な機会均等とは、単なる形式的な機会均等ではなく、諸個人の自然的・社会的条件の違いを所与として、社会的条件の相違にもかかわらず確率的に同じような社会的・経済的成果を獲得できることであり、アフーマティブ・アクションの根拠とされた思想である。それにもかかわらず生じる格差は、格差原理によって正当化される。最も不遇な人々の便益に対応する社会保障制度はここに根拠を持つ。

ロールズは社会的基礎財に「自尊」の社会的基礎という概念を含める。それは、市民が道徳的人格としての自分自身の価値を生き生きと自覚し、自信を持って自分の高次の関心を実現し、自分の目的を達成する生き方にとって通常不可欠な基礎的制度の側面とされる。自尊心の尊重は人権の社会的側面として重要であり、それは救貧法にあった劣等処理やミーンズ・テスト（資産調査）が本来福祉の基本的な目的に反していることを明確にしている。

ロールズの正義論は、社会保障制度を基礎付けるためのものではなく、民主主義の根底にある政治的リベラリズムの原理を定式化したものである。福祉国家は資本主義・民主主義・社会保障の三層の制度からなるものとみなされ、それは18世紀における市民的権利、19世紀における政治的権利、20世紀における社会的権利という権利の順次的拡大とみなしうる。

塩野谷祐一は、ロールズの正義原理は本質的に「保険」の理論であるという。無知のヴェールの下で社会的ルールを選択する際に人々は平均的なリスク確率を想定し、社会保険としての保険の掛け金を拠出することに同意するとする。保険は、「慈善」でも「強制」でもなく、「互恵」という意味での社会的連帯にもとづくものであるとされる。この考え方は、福祉国家とは「資金」ではなく、「リスク」を共同管理する国家であるとするギデンスの「第三の道」に通じるものである。

ロールズにおいて、社会保障の対象となる病気、障害、貧困、失業、幼児、老齢、要介護などからなる生活の困窮は、自然的才能の不平等分配の結果であるとされる。自然的才能の分布は偶然であり、当人は道徳的にそれに責任を負わないから、それは社会的管理の対象にならなければならないと考える。この考えは、マイナスの偶然要因のみならず、プラスの偶然要因にも適用され、それが有利な社会的および経済的地位にまつわる格差原理の根拠とされる。すなわち、各人は、最も不遇な状態において保障をうけるのと同様の根拠によって、恵まれた地位に対して代価を支払わなければならないとされるのである。ここに、国家による累進課税を不当な搾取とするリバタリアンとの根本的な立場の相違が見られる。

ところがロールズは、いわゆる「福祉国家的資本主義」を批判し、自らの理論を「財産所有制民主主義」と位置づける。ロールズが「福祉国家的資本主義」を批判する理由は、それが資本主義における物的および人的資本の不平等分配を所与として、それがもたらす

所得の不平等を緩和するために、国家が事後的な再配分的な課税と転位を行う体制であるからである。渡辺幹雄が指摘するように、ロールズにとって「福祉国家的資本主義」は「公共性なき私的社会であり、利己的な個人が、政治的自由の意義も、その共和主義的性格も忘却して、もっぱら最低限の福祉給付の下、効率的に自己利益の最大化を図る社会」⁽³²⁾である。それに対して、「財産所有制民主主義」は国家が事前に資産の分配の不平等を軽減し、人的資源への投資機会をより平等にすることによって、市場が生み出す不平等を小さくする点にある。そのための具体的な制度が、相続税、教育制度、貯蓄制度、政党公費制度などである。すなわちロールズの「財産所有制民主主義」体制とは私有財産を基礎とする資本主義を前提としながら、財産所有を民主主義によって統御する制度と理解できる⁽³³⁾。こうした福祉国家のビジョンは、ブレア政権の「第三の道」が目指すポジティブな福祉政策と符合するものといえる⁽³⁴⁾。

4. ヒュームの国家論

現代の福祉哲学および社会哲学は、リベラリズムとリバタリアニズムそして、コミュニタリアニズムの理論的対立という大状況において論じられている⁽³⁵⁾。そこにおいて根本的な問題は、国家と社会と個人の関係をどのように位置づけるかであり、福祉・幸福概念の明確化とその責任主体をどこに置くか、自己利益を目指す合理性と道徳性をどのように関係付けるか、である。こうした問題は近代市民社会の発生当初から重大な主題として論じられてきた。この節では市民社会の確立期の哲学理論で、カントとともにハイエクやロールズに最も大きな影響を与えたホッブズ、ロック、そして特にヒュームの国家論を概観し、現代の論争の本質を理解し、本来あるべき福祉の姿を見通す手がかりを求めたい⁽³⁶⁾。

ヒュームはその認識論において明らかにしたように社会について唯名論的な説明を与えている⁽³⁷⁾。すなわち、社会をそれ自体で存在する実体と考えるのではなく、人間の知覚のレベルにまで遡って理解することのできる基礎単位からの構成物であるとするのである。こうして構成主義的な観点から社会を説明する点で、ヒュームはホッブズやロックと方法論的な立場を同じくするが、ホッブズとロックが個人を社会の最小単位と捉えたのに対し、ヒュームは、個人を生み出す関係を、個人に先立つ最小単位としたのである。ホッブズやロックは自由な行為主体としての個人から出発するがゆえに、社会を諸個人の自由意志に基付く契約の産物と考えた。しかしヒュームにおいて契約はすでに道徳的關係であり、道徳的關係は社会の存在を含意するとされる。それゆえヒュームは道徳的關係としての約束の成立を説明する理論を提示しようとする。

ホッブズもまた道徳的關係を可能にする社会の成立を課題とした。ホッブズの理論は、主権の確立と引き換えに個人の生存権を保障するものである。しかしホッブズの政治的社会は自然に実現されるものではない。ホッブズの解決策は、主権に実体的な権力を付与し、

個人はそれに従うというものである。ホッブズの理論では、主権の実体は諸個人の権利であるから、主権の意志と諸個人の権利を擁護する意志は完全に一致するはずであるが、実際にはその想定はそれだけでは、特定の権力者の決定の正当性を担保する以上の理論とはならないため、ロックが批判するように、主権者による専制を引き起こす可能性をはらむ。主権者による専制は、絶対王政とともに、現代的な政治形態においては官僚の独裁としての社会主義計画経済に通じる理論となる。

ロックは、ホッブズにおける国家の主権と個人の自由の優越関係を逆転させ、個人の自由は国家の権力に優越し、国家の権力は公共の福祉に限られるとした。ロックの理論は、基本的人権および政治的権利の確立を意味するものである。しかし社会福祉政策は基本的に、社会的に強い立場の者が弱い立場の者を援助するものであり、多数派の意向が必ずしもそのような政策を支持するとは限らない。むしろ、ロック的な思想によって成立したアメリカ合衆国の例に見られるように、社会の多数派はその本来の個人主義的な立場から自分たちが少数者のために社会保障費を積極的に担うことを避ける傾向を示す。それゆえロックの理論は、国家と国民の福祉との結合を強調しながらも、リバタリアンの立場を正当化する側面を持つ。

それに対してヒュームは、ロックの国家論の根本的な欠陥をその社会契約説的な成立の説明にあると考えた。契約の実質である約束という道徳的制度そのものが社会の産物である。そして社会は自由な個人の成立に先立つ。したがって、独立した諸個人の多数派の同意を社会の本来の意志と同一視することはできないのである。

ヒュームによれば、社会とは人々の互恵的協働の形式であり、福祉の実質をなす人々の力の増大、能力の拡大、そして様々な不測の事態における安定性の確保は社会がもたらすものである。ヒュームにおいて市場は本来人々の社会性を成立させる交流の場であり、一般的な価値基準に従った財の再配分の機能を果たすものとされる。

T. H. マーシャルが提示したように、福祉国家形成は市民権の拡大過程における、社会権の深化による⁽³⁸⁾。社会権の深化は、国家と区別される社会の独自の発展に伴って可能になる。また国家と社会、国家と個人の関係も社会が適当な機能を果たすことによってはじめて適切な形で説明される。

ヒュームは、その懐疑論的立場から、国家の実体的存在を否定する。個人とその協働の形式としての社会を取り除くならば、その後には何も残らないのである。ヒュームによれば、国家は、コンヴェンション（因習/社会的習慣）による社会の成立を前提として、道徳的な弱さから個人がコンヴェンションの規則に反することを防止する役割を果たし、人々の協働を可能にし、社会の秩序を維持するものである⁽³⁹⁾。従って国家の本質は、国王でも、官僚でも、諸個人の多数派でもなく、社会に存する。ヒュームにおいて社会を代表する道徳的観点は政治家や官僚が独断的に主張し、実際には単に個人的な観点到過ぎな

い理性的観点と区別される意味での一般的観点とよばれる。

ヒュームは、人々の厳格な服従がなければ統治組織は全く無用であるという。政府の機能を高めるのは、人々の自発的な協力以外の何ものでもないのである。国家の権威は、自由独立な個人の存在と同様な意味で実はフィクション（創造物、発明）であるが、そのフィクションは社会の秩序にとって不可欠である。

こうしてヒュームは、国王の実権が形式化し、責任内閣制が確立した17世紀末以降のイギリスの政治状況における市民社会の拡充過程の考察を通して国家と社会の実質的な同一性を明らかにしている。ヒュームの国家論は、ホッブズの理論から帰結する国家の専制という事態と、ロックの理論から帰結する社会的弱者の存在を顧みない、行き過ぎた自由主義との両極端を回避する福祉国家論の原型理論として考察に値する。それは現代において政治家と官僚が主導する国家の肥大化が本来の国家権力の適正なあり方から逸脱するものであることを示唆しているといえよう。

5. 結論—望まれる福祉哲学

イギリスにおいてブレア政権が「第三の道」を提唱して民間の活力と発想を国家が後押しする新しい福祉国家の構想を打ち出したのに対し、日本において「公共哲学」という名称で総括される学際的な社会哲学の研究が提唱されている⁽⁴⁰⁾。従来の社会哲学が公と私の二元論を前提とし、その結果戦前においては滅私奉公というスローガンに象徴されるように個人の権利がないがしろにされ、一部の政治的権力者が「公」を独占する状況が生まれた。戦後においてはその反動から、滅公奉私などと言われる公共心の不在状況が出現する一方で、「会社人間」などという、自分の属する企業に隷属する新しい形の滅私奉公が広まり、内部では過労死が生じ、外部に対しては、公害など企業の社会的責任を省みない集団エゴイズムが生まれた。こうした倒錯は、本来あるべき公共性の次元が正しく確立されていないことに起因する現象と理解することができる。それに対して「公共哲学」は国家の公と個人の私を媒介する第三項としての公共性の次元を確立しようとする試みである。今後の福祉哲学を模索する上で、公共哲学の試みがよって立つ理念は大きなよすがとしなければならないと思われる。

現代のリバタリアニズムとリベラリズムの間の論争においても、論争の焦点が国家の福祉予算の規模にあるとするならば、それは旧来の二元論の枠組みにとどまる論争といわざるをえない。国家予算の規模が大きくとも、それが人々の福祉の持続的発展にたいして有効に利用されているならば無駄とはいえないし、福祉予算を大幅に縮小したとしても、それが一部の人々に不公正な利益をもたらすにとどまるならば意味はない。事柄の正否を定める基準は、国家の政策が、社会の安定と幸福の増進に向けて有効であることが、社会の一般的観点から是認されるか否かである。ここでいう一般的観点とは固定的な価値基準で

はなく、幅広い自由な公共性のあるコミュニケーションによって絶えず改善されていくものでなければならない。民主主義的政治制度、コミュニティーワーク、ボランティア活動、NPOの政治参加などはその目的のために極めて有効である。

私たちは理想的な福祉国家のビジョンが一度に実現すると考えることはできない。なぜならば、そうした期待は誤った計画主義的な幻想に基づくものであるからである。しかし、福祉国家の理念を絶えず提起し、討議し、実践に向けて努力する営みはそれ自体が、福祉の創造の中心的な過程をなすものである。私たちは生活のあらゆる場面において、一般的観点に基づいた公共性の確立を目指して議論し、またその実践に努めなければならない。そうした努力は少しも無駄になることはなく、最も迅速な形で福祉の本来の理念を結実させるものとなるであろう⁽⁴¹⁾。

* 本稿は2005年度敬和学園大学人文社会科学研究所助成共同研究「社会福祉における共生概念の神学的、哲学的、比較思想的研究」（研究代表者山田耕太）の研究成果の一部である。

註

- (1) 久米郁男他『政治学』、有斐閣、2003年、第四章参照のこと。
- (2) 拙稿、「共同体と倫理」『敬和学園大学人文社会科学研究所年報』第2号、2004年、107-112頁参照のこと。
- (3) こうした強者の理論は前時代のものとして葬られることなく、環境倫理においても途上国の人々の命の切捨てを提唱する「救命ボート倫理」に引き継がれている。シュレーダー＝フレチェット編、京都生命倫理研究会訳、『環境の倫理 上』、晃洋書房、1993年、第二章参照。
- (4) 朴光駿『社会福祉の思想と歴史』、ミネルヴァ書房、2004年、第五章参照。
- (5) 朴光駿『社会福祉の思想と歴史』、ミネルヴァ書房、2004年、第五章参照。
- (6) 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』、東京大学出版会、1990年、第三章参照。
- (7) パット・セイン『イギリス福祉国家の社会史』、ミネルヴァ書房、1996年、第六章参照。
- (8) パット・セイン、上掲箇所参照。
- (9) 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』、東京大学出版会、1990年、第五章参照。
- (10) 森嶋通夫『サッチャー時代のイギリス』、岩波新書、1988年、第三章。サッチャー政権の「小さな政府」大改革は実際には必ずしもすべてがドラスティックな形で実施されたわけではないという指摘に関しては、田端光美『イギリス地域福祉の形成と展開』、有斐閣、2003年、第六章を参照。
- (11) パット・セイン、上掲書、付論参照。
- (12) 田端光美『イギリス地域福祉の形成と展開』、有斐閣、2003年、第六章参照。
- (13) 田端光美、上掲書第七章、大山博他編『福祉国家への視座』、ミネルヴァ書房、2000年、第二章第四節参照。
- (14) 山口二郎『ブレア時代のイギリス』、岩波新書、2005年、第二章参照。
- (15) 菊池理夫『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』、風行社、2004年第三章参照のこと。
- (16) 山脇直司『社会福祉思想の革新；福祉国家・セン・公共哲学』、かわさき市民アカデミー出版部、

- 2005年、第一章、山脇直司『経済の倫理学』、丸善株式会社、2002年、第九章参照。
- (17) 右田紀久恵他編『社会福祉の歴史（新版）』、有斐閣、2001年、第十九章参照。
- (18) 右田、上掲書、397頁参照。
- (19) 今田高俊「福祉国家とケアの倫理」、後藤玲子「正義とケア」塩野谷祐一他編『福祉の公共哲学』、東京大学出版会、2004年、所収参照。
- (20) 消極的社会福祉観と反社会福祉政策論を唱える立場は広く「リバタリアニズム/リバタリアン（自由至上主義/者）」と呼ばれる。リバタリアンは、社会福祉は自由という絶対的な価値に比べ極めて副次的なテーマに過ぎないという。代表的なリバタリアンにはハイエクの他、ロバート・ノージック、ミーゼス、森村進らがいる。
- (21) ハイエクの著書は*The Constitution of Liberty* (1960)および*Law, Legislation and Liberty* (1976)である。本節でのハイエク理解は主として、嶋津格「ハイエクと社会福祉」塩野谷祐一他編、上掲書所収の優れた論考に依拠する。他に山中勝「フリードリヒ・A・ハイエク」宮沢克他編『二十世紀の政治思想家たち』、ミネルヴァ書房、2002年所収、森村進『自由はどこまで可能か＝リバタリアニズム入門』、講談社現代新書、2001年、渡辺幹雄『ハイエクの新自由主義』、春秋社、1996年、ジョン・グレイ著、照屋住男・古賀勝次郎訳『ハイエクの自由論』、行人社、1989年を参照。
- (22) 嶋津格、上掲論文四節参照。
- (23) これは今日の日本において国民保険の保険料の支払いを拒否する多くの人々が抱いている恐れを言い当てるものといえる。
- (24) ハイエクの官僚批判は中央計画経済の批判と同様の根拠に基づくものであり、そもそも人間の知識と関心の及ぶ範囲には構造的な限界が不可避免的に存在するのであり、その個人の人的に関わらず、市場の全体の秩序を定めることはできないというものである。全体の秩序と個人の役割の関係についてのこうした理解は、政治権力と社会的秩序の問題として論じられてきたものである。
- (25) F・A・ハイエク、西山千明訳『隷属への道』春秋社、1992年、田中真晴他編訳『市場・知識・自由——自由主義の経済思想』ミネルヴァ書房、1986年参照。
- (26) John Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1970.
- (27) ロールズは二十世紀後半に最も論じられた社会哲学であり、その研究は汗牛充棟となっている。ここでは主として、ロールズを踏まえて独自の福祉哲学を提示した塩野谷祐一の論考、「ロールズの正義論と福祉国家」、塩野谷祐一他編、上掲書所収、に依拠して理論の骨子を明示したい。他に川本隆史『ロールズ』、講談社、1997年、渡辺幹雄『ロールズ正義論の行方—増補改訂版』、春秋社、2000年、『ロールズ正義論再説』、春秋社、2001年、「ロールズにおける「福祉国家」と「財産所有制民主主義」」、塩野谷祐一他編、上掲書所収、岩田靖夫『倫理の復権』、岩波書店、1994年、伊藤恭彦『多元的世界の政治哲学』、有斐閣、2002年、チャンドラン・クスカス、フィリップ・ベティット著、嶋津格他訳『ロールズ』、勁草書房、1996年、有賀誠他編『現代規範理論入門』、ナカニシヤ出版、2004年参照。
- (28) 塩野谷祐一、上掲論文38頁参照。
- (29) John Rawls, "Kantian Constructivism in Moral Theory", *The Journal of Philosophy*, vol. 77, 1980. 伊藤恭彦、上掲書第四章第四節参照。
- (30) 伊藤恭彦、上掲書第四章第三節参照。
- (31) John Rawls, *op. cit.*, p. 302.
- (32) 渡辺幹雄、上掲論文68頁参照。

- (33) 塩野谷祐一、上掲論文48-9頁参照。
- (34) 塩野谷祐一は、ロールズを目指す「ポジティブな社会保障」の制度を説明する倫理学として「卓越の倫理学」を提唱している。塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』、第三章第六節参照。
- (35) 有賀誠他編『ポスト・リベラリズム』、ナカニシヤ出版、2000年参照。
- (36) ホッブズ、ロック、ヒュームの正義論の比較考察に関しては、拙稿(Naoki Yajima), "The Epistemological Foundation of Justice in Hobbes, Locke, and Hume, *ICU Comparative Culture* 36, 2004, pp. 1-36.
- (37) ヒュームの唯名論的立場に関しては拙稿、「ヒュームにおける抽象観念論の意義—一般的観点の認識論的基礎」『イギリス哲学研究』第29号、2006を参照。
- (38) 武川正吾「市民権の構造転換」大山博他編『福祉国家への視座』、所収を参照。
- (39) 拙稿(Naoki Yajima), "The General Point of View as the Normative and Unifying Concept in Hume's *Treatise*", Ph.D dissertation, The University of Edinburgh, 2006.
- (40) 佐々木毅、金泰昌編『公共哲学』シリーズ第一期・全10巻、東京大学出版会、2001-2年、参照。
- (41) 小泉仰氏は、2005年10月26日の敬和学園大学での講演会において、キリスト教、近代日本思想、功利主義の福祉概念を明快に比較解明している。小泉仰「社会福祉の原型概念—J.S.ミル、西周、キリスト教を比較して」敬和学園大学人文社会科学研究所研究助成講演会、2005年10月26日、参照。